

委員からの意見聴取（最終）結果

項番	ご意見の内容（原文を掲載）	回答
1	<p>1ページ最下行の「本市においては、幅広い感染症危機に対応できる社会をめざし、平時から関係機関と連携し、市行動計画に基づき各取組を着実に進めるとともに、様々な有事のシナリオを想定した実践的な訓練等を通じて市行動計画の実効性を検証し、必要に応じて市行動計画の見直しを不断に行う」とあります。この実効性の検証の具体策を本行動計画（案）に記載する必要はないでしょうか？というのは先般の新型コロナウイルス感染症への対策によって得られた効果もあったことと思いますが、経済的損失また市民への（特に子ども達への心身の成長に及ぼした）影響も大きかったのではないかと思うからです。</p> <p>また、もし、岸和田市において先般の新型コロナウイルス感染症への対策の検証を行ったのであれば、その内容を教えて下さい。</p>	<p>当該行動計画につきましては、いわば本市における新型インフルエンザ等対策の基本的な方針もしくは骨子ともいうべきものであり、より具体的な対策等は、対策庁内マニュアルや、新型インフルエンザ等対応業務継続計画で記載することとなっております。</p>
2	<p>44ページ（4）－1、（4）－2③dに記載の「ワクチンの有効性・安全性及び副反応等に関する情報」を伝えるのは市の役目でもあります。接種者である医師等にも被接種者にきちんと説明する義務があるのではないのでしょうか？（医療法第1条の4第2項） https://laws.e-gov.go.jp/law/323AC0000000205?utm_source=chatgpt.com 「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。」 集団接種等ではこれを徹底するのが難しいと思います。先般の新型コロナワクチンの接種時に医師等が市民にきちんと説明してくださいましたか？</p>	<p>新型コロナワクチン臨時接種の接種券（予診票）を郵送する際、「新型コロナワクチン予防接種についての説明書」を同封しておりました。</p> <p>予診票の質問事項の中にも、「「新型コロナワクチンの説明書」を読んで、効果や副反応などについて理解しましたか。」という項目があり、医師が接種前の問診の際に、その項目について確認することが厚生労働省発出の「新型コロナワクチン予診票確認のポイント」に記載されています。本市もその「新型コロナワクチン予診票確認のポイント」等に準じ、ワクチン接種を実施しておりました。</p>
3	<p>43ページ（3）健康被害救済 ①に記載のとおり、ワクチンの健康被害救済の申請窓口及び相談窓口は市民健康部健康推進課ですが、その認否を行う厚労省の予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会等の審議会委員の製薬会社との間に利益相反はありませんか？公正な判断がなされるように監視する役目が市にはありませんか？</p>	<p>厚生労働省が審議会を開催する際に、出席委員に寄付金の受領状況や、申請資料関与についての聴き取りを行っており、委員からの回答票が厚生労働省のホームページに公表されております。</p>
4	<p>本行動計画（第2版）の見直しは政府や大阪府の見直しを受けて行われたものと承知していますが、実施の主体は岸和田市であるということを踏まえて、真に市民に寄り添った行動計画であることを切に望みます。</p>	<p>本行動計画作成の根拠法である、新型インフルエンザ等対策特別措置法には、「行動計画を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。」と記載されています。</p> <p>本市においては「専門的な知識を有する者その他の学識経験者」に加えて、「医療を受ける立場にある者」といたしまして、様々な立場の方に審議会に加わっていただき、いただいたご意見等を行動計画に反映しております。</p>